

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年3月3日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 59,108
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 469,421
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	16,335	富士市	67,920	袋井市・森町	27,489
伊東市	18,900	富士宮市	35,329	磐田市	44,046
熱海市	9,739	静岡市葵区	68,708	浜松市中央区	148,663
伊豆市	8,040	静岡市駿河区	57,257	浜松市浜名区・天竜区	49,325
伊豆の国市	13,015	静岡市清水区	63,123	湖西市	15,241
函南町	10,283	焼津市	36,885		
三島市	29,378	藤枝市	38,969		
清水町	8,569	牧之原市・吉田町	18,798		
長泉町	11,786	島田市・川根本町	27,862		
裾野市	13,514	御前崎市	8,128		
御殿場市・小山町	27,409	菊川市	12,098		
沼津市	52,323	掛川市	30,670		